

広島県水道広域連合企業団管理規程第2号

広島県水道広域連合企業団職員の定年等に関する規程を次のように定める。

令和7年3月13日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団職員の定年等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島県水道広域連合企業団職員の定年等に関する条例（令和7年広島県水道広域連合企業団条例第1号。以下「条例」という。）第3条、第4条第5項、第6条、第9条第3項及び第12条の規定に基づき、職員の定年等の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務延長)

第2条 任命権者が勤務延長（条例第4条第1項の規定により職員を引き続いて勤務させることをいう。以下同じ。）を行う場合、勤務延長の期限を延長する場合又は勤務延長の期限を繰り上げる場合における職員の同意は、書面によって（書面によらないことを適当と認める場合には、これに代わる適当な方法によって）得るものとする。

2 条例第4条第1項ただし書の規定による企業長の承認の申請は、別記様式第1号による異動期間を延長した職員の勤務延長承認申請書によって行うものとする。

3 条例第4条第2項の規定による企業長の承認の申請は、別記様式第2号による勤務延長の期限の延長承認申請書によって行うものとする。

4 任命権者は、勤務延長を行った職員（以下「勤務延長職員」という。）を異動させようとする場合は、別記様式第3号による勤務延長職員の異動承認申請書を提出して、企業長の承認を得るものとする。

(勤務延長等に係る人事異動通知書の交付)

第3条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に人事異動通知書を交付しなければならない。ただし、人事異動通知書に代わる文書の交付その他の適当な方法による場合は、当該方法をもって人事異動通知書の交付に代えることができる。

(1) 職員が定年退職（条例第2条の規定により退職することをいう。以下同じ。）をする場合

(2) 勤務延長を行う場合

(3) 勤務延長の期限を延長する場合

(4) 勤務延長の期限を繰り上げる場合

(5) 勤務延長職員が異動し、期限の定めのない職員となった場合

(6) 勤務延長の期限の到来により職員が当然に退職する場合

(職員への周知)

第4条 任命権者は、事務局内の職員に係る定年及び定年退職をすることとなる日を適当な方法によって職員に周知させなければならない。

(勤務延長に係る報告)

第5条 任命権者は、毎年6月末日までに、別記様式第4号による勤務延長の状況報告書を提出して、前年度に定年に達した職員に係る勤務延長の状況を企業長に報告するものとする。

(管理監督職に含まれる職の範囲)

第6条 条例第6条に規定する企業長が別に定める職は、次の各号に掲げる職（広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第17号）第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職を除く。）とする。

- (1) 給料表において職務の級が4級以上の職
- (2) 前各号に定めるもののほか、企業長が別に定める職

(異動期間が延長された管理監督職に組織の変更等があった場合)

第7条 条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員が、組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める職員となる場合は、当該他の管理監督職を占める職員は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めているものとみなす。

(異動期間の期限の延長承認)

第8条 条例第9条第2項及び第4項の規定による企業長の承認の申請は、別記様式第5号による異動期間の期限の延長承認申請書によって行うものとする。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第9条 条例第10条に規定する職員の同意は、書面によって（書面によらないことを適当と認める場合には、これに代わる適当な方法によって）得るものとする。

(降任等に係る人事異動通知書の交付)

第10条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をする場合には、職員に人事異動通知書を交付しなければならない。ただし、人事異動通知書に代わる文書の交付その他の適当な方法による場合は、当該方法をもって人事異動通知書の交付に代えることができる。

2 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に人事異動通知書を交付しなければならない。ただし、人事異動通知書に代わる文書の交付その他の適当な方法による場合は、当該方法をもって人事異動通知書の交付に代えることができる。

- (1) 条例第9条各項の規定により異動期間を延長する場合
- (2) 異動期間の期限を繰り上げる場合
- (3) 条例第9条各項の規定により異動期間を延長した後、管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職に異動し、当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達していない職員となった場合

(異動期間の延長に係る報告)

第11条 任命権者は、毎年6月末日までに、前年の4月2日からその年の4月1日までの間に条例第9条各項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る当該異動期間の延長の状況を、別記様式第6号により企業長に報告するものとする。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、職員の定年等の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

異動期間を延長した職員の勤務延長承認申請書

○ 第 ○ 号
年 月 日

企 業 長 様

任命権者名

広島県水道広域連合企業団職員の定年等に関する条例第4条第1項ただし書の規定により、異動期間を延長した職員の勤務延長について次のとおり申請します。

- 1 期限を延長する予定者の氏名
- 2 所属、職名並びに給料表の種類、級及び号給
- 3 定年年齢及び定年退職日
- 4 延長前の異動期間の末日
- 5 異動期間の延長事由
- 6 勤務延長の事由及び期限
- 7 職務内容
- 8 申請の理由及び延長後の期限
- 9 その他参考となる事項

別記様式第 2 号（第 2 条関係）

勤務延長の期限の延長承認申請書

○ 第 ○ 号
年 月 日

企 業 長 様

任命権者名

広島県水道広域連合企業団職員の定年等に関する条例第 4 条第 2 項の規定により、勤務延長の期限の延長について次のとおり申請します。

- 1 期限を延長する予定者の氏名
- 2 所属、職名並びに給料表の種類、級及び号給
- 3 定年年齢及び定年退職日
- 4 勤務延長の事由及び期限
- 5 職務内容
- 6 申請の理由及び延長後の期限
- 7 その他参考となる事項

別記様式第3号（第2条関係）

勤務延長職員の異動承認申請書

○ 第 ○ 号
年 月 日

企 業 長 様

任命権者名

広島県水道広域連合企業団職員の定年等に関する規程第2条第4項の規定により、勤務延長職員の異動の承認について次のとおり申請します。

- 1 異動予定者の氏名
- 2 現在及び異動後の所属、職名並びに給料表の種類、級及び号給
- 3 現在及び異動後の定年年齢及び定年退職日
- 4 勤務延長の事由及び期限
- 5 現在及び異動後の職務内容
- 6 申請の理由
- 7 その他参考となる事項

別記様式第4号（第5条関係）

勤務延長の状況報告書

○ 第 ○ 号
年 月 日

企 業 長 様

任命権者

広島県水道広域連合企業団職員の定年等に関する規程第5条の規定により、勤務延長の状況について次のとおり報告します。

- 1 勤務延長職員の氏名
- 2 所属、職名並びに給料表の種類、級及び号給
- 3 定年年齢及び定年退職日
- 4 職務内容
- 5 勤務延長の事由及び期限
- 6 その他参考となる事項

別記様式第5号（第8条関係）

異動期間の期限の延長承認申請書

○ 第 ○ 号
年 月 日

企 業 長 様

任命権者名

広島県水道広域連合企業団職員の定年等に関する条例第9条第2項及び第4項の規定により、異動期間の期限の延長について次のとおり申請します。

- 1 期限を延長する予定者の氏名
- 2 所属、職名並びに給料表の種類、級及び号給
- 3 異動期間の末日
- 4 既に延長された異動期間の延長事由
- 5 期間をさらに延長しようとする事由
- 6 申請する異動期間の末日
- 7 職務内容
- 8 その他参考となる事項

別記様式第6号（第11条関係）

異動期間延長の状況報告書

○ 第 ○ 号
年 月 日

企 業 長 様

任命権者名

広島県水道広域連合企業団職員の定年等に関する規程第11条の規定により、異動期間延長の状況について次のとおり報告します。

- 1 異動期間延長職員の氏名
- 2 所属、職名並びに給料表の種類、級及び号給
- 3 定年年齢及び定年退職日
- 4 職務内容
- 5 異動期間延長の事由及び期限
- 6 その他参考となる事項